

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

- 昨日開かれた北海道の対策本部会議において、札幌市を措置区域とする「まん延防止等重点措置」の適用の要請及び8月22日までの取組が決定された。
- これを受け、札幌市においても、北海道の取組に加え、以下の感染防止対策等に取り組むことにより、感染再拡大を防ぎ、市民生活の安心・安全の確保を図る。

2 今後の感染拡大防止策等

(1) 市民への呼びかけ

- 別紙「夏の感染再拡大防止に向けた注意喚起」のとおり

(2) 飲食店関係

- 営業時間短縮等の要請に伴う北海道からの支援金の支給事務(申請受付準備、市公式ホームページによる情報提供及びコールセンターの設置等)の継続実施

(参考) 北海道の市内飲食店等への要請(7月26日(酒類提供の要件は、7月22日)～8月22日)

- ・営業時間は、5時から21時まで
- ・酒類提供は、一定の要件(※)を満たした店舗においては、11時から20時までできることとし、要件を満たさない店舗は、酒類の提供を行わない。
※入店制限(同一グループ原則4人以内)、アクリル板等の設置、換気の徹底、滞在時間制限(2時間程度を目安)などの遵守
- ・飲食を業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛

(3) 事業者関係

- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの21時以降の夜間消灯について、引き続き協力依頼

(4) 市有施設関係

- 原則休館とする。ただし、市民の健康維持や子どもの健全な成長促進の観点などから、必要な施設については開館
- 開館する場合は、以下の方針に沿ったうえで開館
 - ・「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底的に実施する。
 - ・開館時間短縮、利用人数制限などにより、必要最小限の開館とする。
 - ・カラオケ設備の利用禁止のほか、利用態様などを踏まえ、必要に応じ、一部閉鎖、飲食禁止などを実施する。

(5) 情報提供・共有

- 来札を検討されている方に対し、できる限りの来札自粛と、お越しになる場合における、出発地でのPCR検査受検などについて、市長動画、市公式ホームページなどで呼びかけを実施
- 国が実施する、羽田空港等から北海道の各空港に向かう航空機利用者に対する搭乗前モニタリング検査について、市公式ホームページや東京事務所、経済団体などを通じて、市民や事業者へ情報提供を行うとともに、その活用の呼びかけを実施

夏の感染再拡大防止に向けた注意喚起

以下の注意喚起を報道機関へ情報提供するとともに、市の SNS 公式アカウントで情報発信を行う。

接触機会の低減

- 不要不急の外出と市外との往来は自粛。
- 自宅や飲食店等における競技観戦は少人数で。
- 飲食店での飲食や宅飲みなど様々な人が集まる場面は少人数、短時間で。

正しいマスクの着用

- マスクは隙間ができないよう、鼻の形に合わせ、プリーツも顎まで伸ばしてフィットさせる。
- マスクの表面は触らない。触ったらすぐに手洗いを。
- 飲食店での飲食や宅飲みなどでは「マスク会食」の徹底を。
(食べ物を口に入れるときだけマスクを外す。)

家庭内での注意

- 帰宅したらまず手洗い。なるべく入浴もして着替えよう。
- 近い距離での会話の際はマスクの着用も検討を。

体調不良者がいる場合…

- 当事者と部屋を分け、食事や就寝も別室とし、世話は限られた方で。
- 当事者は出勤・登校を控え、かかりつけ医や「#7119」に連絡を。
- 家族は家の中でもマスクを着用し、こまめに手洗いを。
- 汚れたりネン、衣類は、手袋とマスクを着用して洗濯。
- タオルは共用しない。

職場等での注意

- テレワークや時差出勤で密にならない職場づくりを。
- エアコン使用中も含めた定期的な換気の実施、休憩室など共用部分の消毒の徹底を。
- 手指消毒は、十分な量の消毒液で指先から消毒するのがポイント。
首から上を触る前後と、共用品を触る前後に。
(持ち運べる携帯型の手指消毒液があると便利。)
- 会議は少人数、短時間での実施を。

空港における来道者向けモニタリング検査の周知について

■目的

政府が実施する、北海道内の空港へ向かう便の搭乗者に対する無料のPCR検査・抗原定量検査（搭乗前モニタリング検査）について、北海道と協力して広く周知を図ることで、道外からの新型コロナウイルスの流入を防ぎ、感染拡大防止につなげる。

■実施内容

<道外向け>

○東京事務所メールマガジンによる発信【7月19日配信】

- ・東京事務所の道外企業等に向けたメールマガジン(約2,300社)により、「搭乗前モニタリング検査」について情報提供を行う。

○北海道どさんこプラザでの情報発信【7月19日実施】

- ・北海道のアンテナショップ「どさんこプラザ」において、「搭乗前モニタリング検査」を呼びかけるチラシ等を配架して周知を行う。

<道内向け>

○経済団体を通じた情報発信【7月26日実施予定】

- ・札幌商工会議所などの経済団体等を通じて、市内の企業向けに出張時等に「搭乗前モニタリング検査」の利用を呼び掛ける。

○職員の出張時における利用促進【7月12日実施】

- ・札幌市職員が道外出張に行く際に、帰札幌時に「搭乗前モニタリング検査」を利用するよう通知文を發出済。

<その他>

○市公式ホームページによる情報発信【7月15日開設】

- ・札幌市の公式ホームページに、「搭乗前モニタリング検査」を紹介するページを掲載済。

飲食店等に対する営業時間短縮等の要請期間の延長について

1 延長の趣旨

札幌市内の感染状況は、新規感染者数の増加傾向が続いており、デルタ株の広がりによる感染再拡大が懸念され、予断を許さない状況にあることから、北海道知事は、国にまん延防止等重点措置の適用を求めている。そこで、引き続き感染状況の抑え込みを図るため、7月26日以降も市内全飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を延長するもの。

2 要請の概要

(1) 延長期間

○令和3年7月26日(月)から令和3年8月22日(日)まで (28日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は、「午前5時から午後9時」まで
- 酒類提供は、「午前11時から午後8時」まで (ただし、一定の要件※を満たすことが必要)

※利用者4人以内、アクリル板の設置等、手指消毒の徹底、マスク着用の推奨、換気の徹底、店舗滞在時間の制限(2時間程度)、新型コロナウイルス接触アプリ(COCOA)等の活用呼びかけ、大声での会話を避けることの注意喚起(黙食等)、検温等の従業員の体調確認(なお、酒類提供の要件は、7月22日(木)から適用)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒2万5千円から7万5千円
(前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算)
- 大企業 ⇒上限20万円
(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)
※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年7月26日(月)から令和3年8月22日(日)まで

3 要請期間と申請受付期間

要請期間	申請受付期間
4月27日から5月11日	5月12日から8月31日
5月12日から5月31日	6月1日から8月31日
6月1日から6月20日	6月21日から8月31日
6月21日から7月11日	7月12日から8月31日
7月12日から7月25日	7月26日から8月31日
7月26日から8月22日	8月23日から(予定)